

申請事項記載書

1 調査の名称
全国消費実態調査

2 変更の内容

| 変更案 | 変更前 | 変更理由 |
|---|---|---|
| <p>4 報告を求める者</p> <p>(1) 数</p> <p>① 甲調査の調査票 約<u>56,400</u>世帯（母集団の大きさ 約<u>5200</u>万世帯）</p> <p>② 乙調査の調査票 約700世帯（母集団の大きさ ①に同じ）</p> <p>(2) 選定の方法（<input type="checkbox"/>全数 <input checked="" type="checkbox"/>無作為抽出 <input type="checkbox"/>有意抽出）</p> <p>① 甲調査</p> <p>ア 市部 直近の国勢調査調査区（以下「調査区」という。）を第1次抽出単位、調査区内の世帯を第2次抽出単位とする層化2段抽出方法による。 第1次抽出では、二人以上の世帯数に基づき全国で約<u>9,400</u>調査区を抽出し、2調査区を1調査単位区として、全国で約<u>4,700</u>調査単位区を設定する。 第2次抽出では、無作為抽出により、各調査単位区から二人以上の世帯を<u>11</u>世帯、単身世帯を<u>1</u>世帯抽出する。</p> <p>イ 郡部 町村を第1次抽出単位、調査区を第2次抽出単位、調査区内の世帯を第3次抽出単位とする層化3段抽出方法による。 第1次抽出では、二人以上の世帯数に基づき全国で約<u>200</u>町村を抽出する。第2次及び第3次抽出では、市部の第1次及び第2次抽出と同様な方法で抽出する。</p> | <p>4 報告を求める者</p> <p>(1) 数</p> <p>① 甲調査の調査票 約<u>56,800</u>世帯（母集団の大きさ 約<u>4900</u>万世帯）</p> <p>② 乙調査の調査票 約700世帯（母集団の大きさ ①に同じ）</p> <p>(2) 選定の方法（<input type="checkbox"/>全数 <input checked="" type="checkbox"/>無作為抽出 <input type="checkbox"/>有意抽出）</p> <p>① 甲調査</p> <p>ア 市部 直近の国勢調査調査区（以下「調査区」という。）を第1次抽出単位、調査区内の世帯を第2次抽出単位とする層化2段抽出方法による。 第1次抽出では、二人以上の世帯数に基づき全国で約<u>8,700</u>調査区を抽出し、2調査区を1調査単位区として、全国で約<u>4,400</u>調査単位区を設定する。 第2次抽出では、無作為抽出により、各調査単位区から二人以上の世帯を<u>12</u>世帯、単身世帯を<u>0～2</u>世帯抽出する。</p> <p>イ 郡部 町村を第1次抽出単位、調査区を第2次抽出単位、調査区内の世帯を第3次抽出単位とする層化3段抽出方法による。 第1次抽出では、二人以上の世帯数に基づき全国で約<u>220</u>町村を抽出する。第2次及び第3次抽出では、市部の第1次及び第2次抽出と同様な方法で抽出する。</p> | <p>○21年調査並みの精度を確保するため、前回並みの世帯数を調査</p> <p>○母集団数の変更（平成17年国勢調査から平成22年国勢調査に変更）</p> <p>○調査依頼・記入指導を短時間で確実にを行うことによる精度向上のため、1調査単位区当たりの世帯数を削減</p> <p>○1調査単位区当たりの世帯数削減に伴い、抽出する調査区数を増加</p> <p>○町村数の減少に伴い、抽出する町村を削減</p> |

| 変更案 | 変更前 | 変更理由 |
|--|--|--|
| <p>② 乙調査 平成26年8月、9月及び10月に家計調査の家計簿の記入が終了する二人以上の世帯から、無作為抽出により、約700世帯を抽出する。</p> <p>(3) 報告義務者</p> <p>① 後記5(1)①に掲げる事項については甲調査世帯の世帯主又は世帯の代表者が、後記5(1)②アに掲げる事項については乙調査世帯の世帯主が、後記5(1)②イに掲げる事項については乙調査世帯の18歳以上の世帯員が報告しなければならない。</p> <p>② 前記①の規定による報告は、甲調査にあつては調査票に記入し、当該調査票の収集に応じ、及び後記6(2)③に掲げる調査員又は民間事業者及び民間事業者を使用される者の質問に答えることにより行うものとする。乙調査にあつては調査票に記入し、調査員の質問に答え、調査票を提出することにより行うものとする。</p> <p>ただし、甲調査世帯については、<u>政府統計共同利用システムを利用して報告することができる。</u></p> | <p>② 乙調査 平成21年8月、9月及び10月に家計調査の家計簿の記入が終了する二人以上の世帯から、無作為抽出により、約700世帯を抽出する。</p> <p>(3) 報告義務者</p> <p>① 後記5(1)①に掲げる事項については甲調査世帯の世帯主又は世帯の代表者が、後記5(1)②アに掲げる事項については乙調査世帯の世帯主が、後記5(1)②イに掲げる事項については乙調査世帯の18歳以上の世帯員が報告しなければならない。</p> <p>② 前記①の規定による報告は、甲調査にあつては調査票に記入し、当該調査票の収集に応じ、及び後記6(2)③に掲げる調査員又は民間事業者及び民間事業者を使用される者の質問に答えることにより行うものとする。乙調査にあつては調査票に記入し、調査員の質問に答え、調査票を提出することにより行うものとする。</p> <p>ただし、甲調査世帯について、<u>総務大臣が指定する調査単位区の調査世帯は、総務省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、提出しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して調査票の記入を行うことができる。</u></p> | <p>○調査年の変更に伴う変更</p> <p>○調査員等による審査を省力化でき、回答が増えるほど合理化が見込まれることから、オンラインで回答可能な地域を全調査単位区に拡大</p> |
| <p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1) 報告を求める事項</p> <p>① 甲調査は、調査票（別紙2-1から2-5）により、以下の事項を調査する。</p> <p>ア 収入及び支出に関する事項 収入の種類・金額、収入に伴う控除の種類・金額、現物収入の品名・見積り金額・入手方法、支出の品名・金額・支払方法・用途・購入地域・購入先</p> | <p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1) 報告を求める事項</p> <p>① 甲調査は、調査票（様式第1号、第2号及び第5号から第7号）により、以下の事項を調査する。</p> <p>ア 収入及び支出に関する事項 収入の種類・金額、収入に伴う控除の種類・金額、現物収入の品名・見積り金額・入手方法、支出の品名・金額・支払方法・用途・購入地域・購入先</p> | <p>○多様化している世帯の消費行動や少子高齢化による社会・経済状況の変化に対応するとともに、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）等における指摘事項を踏まえた調査事項の見直し・追加を行い、重要度の低下した項目を削除</p> |

| 変更案 | 変更前 | 変更理由 |
|---|--|------|
| <p>イ 主要耐久消費財に関する事項 家具・電気製品等の所有総数・取得時期別所有数、自動車・自動二輪車の国産・輸入の別・取得時期・初度登録年・種類、<u>会員権</u>の所有数・購入価格</p> <p>ウ 年間収入に関する事項 過去1年間の収入の種類・金額</p> <p>エ 貯蓄現在高に関する事項 貯蓄の有無、金額</p> <p>オ 借入金残高に関する事項 借入金の有無、金額</p> <p>カ 世帯及び世帯員に関する事項 氏名、性別、世帯主との続き柄、年齢、<u>配偶者の有無</u>、就業・非就業の別、<u>育児休業の取得の有無</u>、事業の名称・内容・本人の仕事の内容、勤め先の企業区分・規模、在学者の学校の種別、各種学校等への通学の有無、<u>介護の状況</u>、<u>要介護・要支援の別</u>、<u>3か月以上不在の家族のうち主たる収入を得ている人の氏名・不在理由・世帯主との続き柄</u>、<u>3か月以上不在の家族のうち家計を世帯の収入に頼っている人の不在理由別人数</u>、子の住んでいる場所、<u>罹災証明書</u>の取得の有無・災害の種類・被災した年月・被災による転居の有無、単身世帯の形態</p> <p>キ 現住居等に関する事項 住居の構造、住居の延べ床面積、住居の建て方、住居の所有関係、地代の支払の有無、住居の敷地面積、住居の建築時期、住居への入居時期、<u>設備の有無</u></p> <p>ク 現住居以外の住宅及び宅地に関する事項 現住居以外の住宅の有無・建築時期・延べ床面積・構造、現居住地以外の土地の有無・所在地・敷地面積</p> | <p>イ 主要耐久消費財に関する事項 家具・電気製品等の所有総数・取得時期別所有数、自動車・自動二輪車の国産・輸入の別・取得時期・初度登録年・種類、<u>ゴルフ会員権</u>の所有数・購入価格、<u>ゴルフ会員権以外のスポーツ・レジャークラブ会員権</u>の所有数・購入価格、<u>リゾートクラブ会員権</u>の所有数・購入価格</p> <p>ウ 年間収入に関する事項 過去1年間の収入の種類・金額</p> <p>エ 貯蓄現在高に関する事項 貯蓄の金額</p> <p>オ 借入金残高に関する事項 借入金の金額</p> <p>カ 世帯及び世帯員に関する事項 氏名、性別、世帯主との続き柄、年齢、就業・非就業の別、事業の名称・内容・本人の仕事の内容、勤め先の企業区分及び規模、在学者の学校の種別、各種学校等への通学の有無、<u>世帯員以外の家族のうち主たる収入を得ている人の氏名・不在理由・世帯主との続き柄</u>、<u>世帯員以外の家族のうち家計を世帯の収入に頼っている人の不在理由別人数</u>、<u>要介護・要支援の別</u>、子の住んでいる場所、単身世帯の形態</p> <p>キ 現住居等に関する事項 住居の構造、住居の延べ床面積、住居の建て方、住居の所有関係、<u>水洗トイレの有無</u>、地代の支払の有無、住居の敷地面積、住居の建築時期、住居への入居時期</p> <p>ク 現住居以外の住宅及び宅地に関する事項 現住居以外の住宅の有無・<u>所有用途</u>・建築時期・延べ床面積・構造、現居住地以外の土地の有無・<u>所有目的</u>・所在地・敷地面積</p> | |

| 変更案 | 変更前 | 変更理由 |
|--|---|--|
| <p>② 乙調査は、次の事項を調査する。このうち、調査事項ア及びイについては調査票（別紙2-6及び2-7）により、また、同ウ及びエについては総務大臣が家計調査の調査票を転写した電磁的記録から当該世帯の年間収入に関する事項、世帯及び世帯員に関する事項を記録することにより調査する。</p> <p>ア 家計の支出に関する事項 こづかいを渡した世帯員・金額、世帯員の支出の品名・金額・用途</p> <p>イ 個人的な収入及び支出に関する事項 収入の種類・金額、支出の品名・金額・支払方法・用途</p> <p>ウ 年間収入に関する事項</p> <p>エ 世帯及び世帯員に関する事項</p> <p>7 報告を求める期間 (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限 平成26年8月15日～12月20日</p> <p>9 調査結果の公表の方法及び期日 調査の結果は、実施年の翌年の12月末日までにインターネットへの掲載等により公表し、追って報告書を刊行する。</p> | <p>② 乙調査は、次の事項を調査する。このうち、調査事項ア及びイについては調査票（様式第3号及び第4号）により、また、同ウ及びエについては総務大臣が家計調査の調査票を転写した電磁的記録から当該世帯の年間収入に関する事項、世帯及び世帯員に関する事項を記録することにより調査する。</p> <p>ア 家計の支出に関する事項 こづかいを渡した世帯員・金額、世帯員の支出の品名・金額・用途</p> <p>イ 個人的な収入及び支出に関する事項 収入の種類・金額、支出の品名・金額・支払方法・用途</p> <p>ウ 年間収入に関する事項</p> <p>エ 世帯及び世帯員に関する事項</p> <p>7 報告を求める期間 (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限 平成21年8月15日～12月20日</p> <p>9 調査結果の公表の方法及び期日 調査の結果は、集計後報告書の刊行、結果原表の閲覧又は電磁的記録を紙面等に表示し、閲覧に供する方法により、実施年の翌年の12月末日までに公表する。</p> | <p>○調査年の変更に伴う変更</p> <p>○インターネットへの掲載を明記</p> |